

平成十三年六月二十六日受領
答 弁 第 八 一 号

内閣衆質一五一第八一号

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出銀行の二度目の債権放棄に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出銀行の二度目の債権放棄に関する質問に対する答弁書

一及び二について

銀行による債権放棄については、債権者である銀行と債務者である企業の合意に基づいて行われるものであり、御質問の条件やガイドラインは存在せず、また、金融庁としては、これらを定める立場にはないと考えている。